

(別紙2)

論文審査の結果の要旨

氏名 山本 信 ・

山本信吉氏の論文『摂関政治史論考』は、平安時代中期の摂関政治を対象として、政治運営をめぐる天皇、摂政・関白と太政官との関係に焦点をあてつつ、政治制度とその構造を実証的に明らかにするとともに、政治史展開について基礎的な見通しをもたらした研究成果である。研究の特徴は、古記録・法制史料の検討を踏まえた実証の上に、文化史的視点を取り入れ、堅実で説得力に富む論旨を展開するところにある。摂関時代の政治制度・政権構造や政治動向について、幅広い視野から歴史的展望を提示した研究といえよう。

第一部「摂政・関白と太政官運営」では、「平安中期の内覧について」で、太政官から天皇に奏し天皇から太政官に下す文書を事前に見る「内覧」制度の実態を摂政・関白との関わりのなかで解明する。「一上考」では、本来太政官を統括する左大臣が担っていた太政官行政事務を主催する職能が、摂政・関白が特定の大臣・大納言らにその職能をゆだねる制度として「一上」の制が藤原忠平の時代に成立したこと、一上のあり方は時々の摂政・関白のあり方により変遷したが、藤原道長が長く左大臣の座にとどまって一上の職能に固執して実権を保持した背景などを明らかにした。忠平から道長に至る時代、とくに摂関政治の諸段階において、天皇・摂関・太政官の関係をめぐる政治制度と政治展開の両者にわたる見通しをもたらした基礎的研究として、評価されよう。

第二部「よそ人の摂政・関白」では、外戚の地位をもたない摂政・関白であった小野宮家の藤原実頼・頼忠の、実権に欠けた摂政・関白としての実態を明らかにする。同じ「准摂政」の地位でも、太政官奏を見る権能のみであった実頼とは異なり、道長の場合は官奏を見、除目を行い、一上のことを行う権能を制度的に獲得し太政官を掌握していたことを明らかにした。

第三部「藤原兼家政権の考察」では、右大臣ながら一条天皇の外戚として摂政となった藤原兼家が、上席の太政大臣藤原頼忠・左大臣源雅信に対するために右大臣を辞し、一上の制を適応できないなかで、太政官の弁官を家司とすることによって太政官機構を掌握したことを明確に指摘する。

第四部「藤原道長の周辺」では、「法華八講と道長の三十講」で、法華経を信奉した道長の法華三十講を分析し、平安時代初期から台頭した亡者追善のための法華八講の歴史上に道長の信仰を位置づける。法会を支えた者が身内から受領層に広がることを明らかにし、道長の政治基盤の変化を指摘するなど、文化史と政治史を見通した有益な研究成果を提示した。第五部「摂関時代における令外官と蔵人日記」では、「穀倉院の機能と職員」で、摂関時代の財政を支えた穀倉院の機能を明らかにし、先駆的な研究成果を挙げている。

なお道長政権の構造分析や頼通以降への関説も望まれるが、以上、本論文は、摂政・関白と太政官運営の関係に焦点をあてながら、摂関政治の政務運営や政治動向について政治制度史の面から実証的で説得力ある論旨を展開し、律令官制の変質過程と摂関政治の政治過程をめぐって研究に有益な基礎をもたらした成果として高く評価できる。

したがって審査委員会は、本論文が博士（文学）にふさわしい研究であると判断する。